

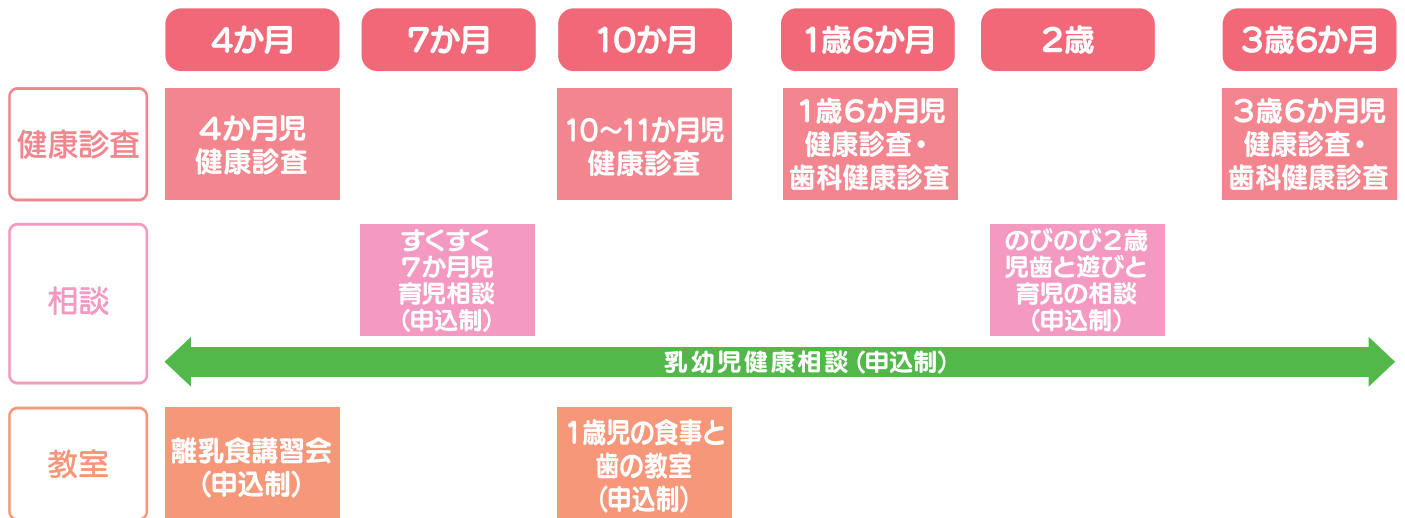
赤ちゃんの健康のために

赤ちゃんの健康診査・相談・教室等

変更あり
巻頭ページ参照

保健所健康増進課 ☎ 38-3331

いずれも無料です。実施医療機関・日程・会場等は、「こどもの健康だより」、市ホームページをご覧ください。「こどもの健康だより」は市役所等で配布しています。



健康診査

▼ 4か月児健康診査

● 個別健診 実施医療機関で受診

個別に受診券が届きます。生後4か月中に受診してください。

▼ 10~11か月児健康診査

● 個別健診 実施医療機関で受診

個別に受診券が届きます。生後10か月からお誕生日の前日までに受診してください。

▼ 1歳6か月児健康診査・歯科健康診査

● 集団健診 保健所で受診

対象となる前月に、個別通知が届きます。1歳6か月になる月に受診してください。

▼ 3歳6か月児健康診査・歯科健康診査

● 集団健診 保健所で受診

対象となる前月に、個別通知が届きます。3歳6か月になる月に受診してください。

つどう、
つながる、
ひろがる。



地域の皆さまの暮らしを豊かにする
浜見平の便利なショッピングスポット

ブランチ茅ヶ崎

茅ヶ崎市浜見平3-1
※ショップにより営業時間が異なります



☎ 0467-81-5130
(管理事務所)



ブランチ茅ヶ崎 検索





相談

▼すくすく7か月児育児相談（申込制）

- 対象 7か月児とその保護者
 - 内容 身体計測、育児・栄養相談
 - 持ち物 母子健康手帳、おたずね用紙
- ※相談に来た方には、絵本の入ったブックスタートパックをプレゼント。ブックスタートについてはP27へ。

▼のびのび2歳児歯と遊びと育児の相談（申込制）

- 対象 2歳0か月～2歳6か月児とその保護者
- 内容 歯科・育児・栄養相談、遊びの紹介、身体計測
- 持ち物 母子健康手帳、おたずね用紙

▼乳幼児健康相談（申込制）

受けられる相談は、会場により異なります。

- 対象 乳幼児とその保護者
- 内容 身体計測、育児・離乳食・むし歯・歯みがき等についての相談、妊婦の歯科相談（歯科相談は保健所のみ）
- 持ち物 母子健康手帳（歯科相談の場合は歯ブラシ）

教室

▼離乳食講習会（申込制）

- 対象 4～6か月児の保護者（第1子優先）。日程等は、「こどもの健康だより」「広報ちがさき」、市ホームページでご確認ください。
- 内容 離乳食初期のすすめ方
- 持ち物 母子健康手帳

▼詳細はこちら



▼1歳児の食事と歯の教室（申込制）

- 対象 11～12か月児の保護者（第1子優先）。日程等は、「こどもの健康だより」「広報ちがさき」、市ホームページでご確認ください。
- 内容 乳幼児食のすすめ方、むし歯予防、生活のリズム
- 持ち物 母子健康手帳

▼詳細はこちら



医療法人 蒼慶会
母体保護法指定医



高山産婦人科・内科

●妊婦検診 ●助産師による授乳指導 ●婦人科検診

【予約優先】休診日 木曜午後 日曜、祝日

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00 ～12:00	○	○	○	○	○	○	/
14:00 ～17:00	○	○	○	/	○	○	/

寒川 高山産婦人科 内科 検索

☎ 0467
73-1103



寒川町岡田 5-5-8 湘南寒川医療モール2F





お子さんの

2か月

3か月

4か月

5か月

6か月

7か月

8か月

1歳



保育園や幼稚園の入園前に予防接種を受けておくと安心です。決まった月齢・年齢に、市より予診票冊子が届きます。健康状態のよいときに、なるべく早く受けてください。費用は、対象年齢のお子さんが、実施医療機関（「こどもの健康だより」に掲載）で受けられれば無料です。その他の場合は自己負担となることがあります。

なお、以下の内容は令和4年4月現在の内容です。詳しくは保健所健康増進課までお問い合わせください。

2か月～7歳6か月未満

予防接種名		対象年齢	接種回数	標準的な接種年齢
ロタ	1価	出生6週0日後～24週0日後	2回	初回接種開始月齢が 生後2か月～出生14週6日後
	5価	出生6週0日後～32週0日後	3回	
B型肝炎		1歳未満	3回	2～9か月未満
ヒブ		生後2か月～5歳未満	初回接種開始月齢 によって異なる	初回接種開始月齢が 2～7か月未満
小児の肺炎球菌		生後2か月～5歳未満	初回接種開始月齢 によって異なる	初回接種開始月齢が 2～7か月未満
BCG		1歳未満	1回	5～8か月未満
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎)		1期:3か月～7歳6か月未満	1期初回:3回 1期追加:1回	1期初回:3か月～1歳未満 1期追加:1期3回終了後、 12～18か月あける
麻しん・風しん(MR)		1期:1～2歳未満 2期:小学校入学前の1年間	1期:1回 2期:1回	対象年齢のとおり



予防接種の流れ

変更あり/巻頭ページ参照

保健所健康増進課

☎ 38-3331

1歳6か月

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

水痘②

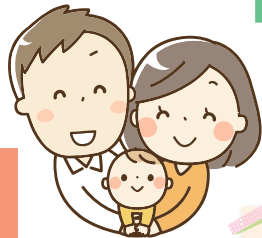
MR②

日本脳炎①

日本脳炎②

日本脳炎追加

四種混合④



※標準的な接種スケジュールのイメージです。

予防接種 Q & A は次のページへ

予防接種名	対象年齢	接種回数	標準的な接種年齢
日本脳炎	1期:6か月～7歳6か月未満	1期初回:2回 1期追加:1回	1期初回:3歳 1期追加:4歳
水痘	1～3歳未満	2回	1回目:1～1歳3か月未満 2回目:1回目接種後、 6～12か月あける

小学生

予防接種名	対象年齢	接種回数	標準的な接種年齢
日本脳炎(2期)	9～13歳未満	1回	9歳
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11～13歳未満	1回 (四種混合の2期として接種)	11歳

※日本脳炎(2期)は、特例措置がありますので、詳しくは「こどもの健康だより」又は市ホームページをご確認ください。

小学生・中学生・高校生

予防接種名	対象年齢	接種回数	標準的な接種年齢
子宮頸がん予防	小学6年～高校1年生 相当の女子	3回	中学1年生の間

※積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方については、「こどもの健康だより」又は市ホームページをご確認ください。



予防接種 Q&A

保健所健康増進課 ☎ 38-3331

▼予防接種を受けられないのはどんな人？

- ①明らかに発熱（37.5℃以上）をしている人。
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らか
な人。急性の病気で薬を飲む必要がある人は、その
当日は接種を見合わせてください。
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分
で、アナフィラキシー（※）を起こしたことがあ
る人。
※通常接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応。
- ④上記以外でも、医師が接種不相当と判断した場合
は、予防接種を受けることができません。

▼予防接種を受ける前に、気を付けることは？

- ①当日は朝からお子さんの状態をよく観察し、普段
と変わらないか確認してください。体調が悪いと
思ったら、接種を中止しましょう。
- ②市から送付される予診票冊子の説明文または「予
防接種と子どもの健康」をよく読み、受ける予定
の予防接種の必要性や副反応をよく理解しまし
ょう。
- ③母子健康手帳を必ず持って行きましょう。
- ④予診票は、接種する医師の大切な情報となります。
お子さんの生年月日、接種歴等を正確に記入す
るようにしましょう。
- ⑤予防接種を受けるお子さんの日頃の状態をよく
知っている保護者が同伴してください。
※保護者以外の方が同伴するときは、定期予防接種委任状が必要です。

▼予防接種を受けた後、注意することは？

- ①予防接種後 30 分間はお子さんの様子を観察し、
医師とすぐに連絡を取れるようにしましょう。急
な副反応は、この間に起こることがあります。
- ②接種後、生ワクチンでは 4 週間、不活化ワクチン
では 1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部
位をこすったり、激しい運動をしたりするこ
とは避けましょう。
- ④接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があ
った場合は、早めに医師の診察を受けましょ
う。

▼予防接種はどうやって受ければいいのか？

対象年齢に達したら、予防接種実施医療機関（「こ
どもの健康だより」参照）で予防接種を受けましょ
う。茅ヶ崎市では法で定める定期の予防接種はすべ
て個別接種（それぞれが医療機関で接種を受ける方
法）です。医療機関によっては、予約が必要な場合
がありますので、事前に必ず確認しましょう。接種
対象年齢であれば、実施医療機関で規定の回数を無
料（公費負担）で受けられます。万が一、接種後に
重篤な健康被害が発生した場合は、法に基づく救済
制度があります。

▼一覧に載っていない医療機関で予防接種を受けたいけど、どうしたらいいの？

やむを得ない事情によって茅ヶ崎市の予防接種実施
医療機関以外で接種を受ける場合は、「予防接種実
施依頼書」（予防接種で健康被害が発生した場合に
茅ヶ崎市が対応することを証明する書類）を発行し
ますので、保健所健康増進課へご連絡ください。ま
た、接種費用については払戻し（上限あり）があり
ますので、保健所健康増進課へお問い合わせくださ
い。

●接種当日の持ち物

- ・母子健康手帳
- ・予診票冊子（バーコードシール貼付・必要事項を
記入したもの）
- ・お子さんの身分証明書（医療証等ご住所の確認が
できるもの）
転入や送付対象年齢外等で予診票冊子が送付され
ていない方は、医療機関備えつけの予診票をご使
用ください。

